

滋賀県立総合病院広告等設置基準

- 1 設置等できない広告等の内容は、滋賀県病院事業庁広告等事業実施要綱（平成23年10月3日付け滋病経第379号。以下「要綱」という。）第5条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもので、次に掲げるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 公職選挙法その他法令に抵触するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもので、次に掲げるもの
 - ア 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - イ 暴力、とばく、覚せい剤等の規制薬物の乱用若しくは売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化するもの
 - ウ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるもの
 - エ 犯罪を誘発するもの
 - オ その他社会的秩序を乱すもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもので、次に掲げるもの
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの
 - イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等をするもの
 - ウ 他人を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもので、次に掲げるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの
 - イ 宗教団体の布教推進を目的とするもの
 - (5) 社会問題についての主義主張にあたるもので、次に掲げるもの
 - ア 世論、社会問題に関する意見の表明として個人又は団体が行うもの
 - (6) 誇大又は虚偽であるもので、次に掲げるもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表示等により、誤解を招くようなもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ア 色彩又はデザインが著しく奇抜で、調和を損なうもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもので、次に掲げるもの
 - ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 死を連想させるもの
 - ウ 他者の業務を妨害するもの

- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもので、次に掲げるもの
- ア 喫煙を勧奨するもの
- (10) 内容及び責任の所在が不明瞭なもの
- (11) その他広告等として不適當であるもの又はそのおそれのあるもので、次に掲げるもの
- ア 特定の業者に不利益を与えるもの
 - イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するもの
 - ウ 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品若しくはサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - エ 加重債務又は多重債務を助長するもの
 - オ 投機又は射幸心を著しくあおるもの
 - カ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるもの
 - キ 各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現を含むもの
 - ク その他本県の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう内容及び表現を含むもの
 - ケ その他病院の広告事業として不適切なもの
- 2 要綱第5条第2項第9号および滋賀県立総合病院広告等選定委員会が広告等の設置等が適當でないとする業種及び事業者は、次のとおりとする。
- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により、風俗営業と規定される業種
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、消費者金融および事業者金融の業種および当該業種を主として営む事業者
 - (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売または訪問販売を行う事業者。ただし、同法第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
 - (4) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業等、利殖を目的とした投資もしくは投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (5) 探偵社、身元調査会社等の業種
 - (6) ギャンブル（宝くじを除く。）にかかる業種
 - (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (8) 各種法令に違反しているもの
 - (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (10) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (11) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれかに該当する事業者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ (イ)から(カ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(13) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者

(14) 県税に滞納がある事業者